

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2019年12月13日

【会社名】 チヨダウーテ株式会社

【英訳名】 CHIYODA UTE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 田 晴 久

【本店の所在の場所】 三重県四日市市住吉町15番2号
(本店事務取扱場所)三重県三重郡川越町高松928番地

【電話番号】 (059)364 - 5215〔代表〕

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 種 田 貴 志

【最寄りの連絡場所】 三重県三重郡川越町高松928番地

【電話番号】 (059)364 - 5215〔代表〕

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 種 田 貴 志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当2,566,410,795円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 チヨダウーテ株式会社 東京支社
(東京都台東区寿三丁目14番11号)
チヨダウーテ株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区南堀江一丁目1番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,067,165株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 2019年12月13日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,067,165株	2,566,410,795	1,286,238,980
一般募集			
計(総発行株式)	6,067,165株	2,566,410,795	1,286,238,980

(注) 1 第三者割当の方法によります(以下「本第三者割当増資」という。)

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,280,171,815円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
423	212	1株	2020年1月14日(火)		2020年1月15日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は、行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
チヨダウーテ株式会社 管理本部	三重県三重郡川越町高松928番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 四日市支店	三重県四日市市諏訪町8番17号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,566,410,795	13,056,306	2,553,354,489

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は、含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額には、アドバイザー手数料(2,000,000円)、取引所費用(2,052,633円)、登録免許税(9,003,673円)からなります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
短期借入金返済	2,500,000,000	2020年1月
1年以内長期借入金返済	53,354,489	2020年1月
合計	2,553,354,489	

上記差引手取概算額2,553,354,489円のうち、2,500,000,000円は、短期借入金返済に充当し、53,354,489円は、1年以内長期借入金返済に充当し、有利子負債額の圧縮を図ります。

当社の資金調達の状況は、連結・単体ともに2015年(平成27年)3月の株式会社晴山(以下、「株晴山」という)に対する第三者割当増資により長短のアンバランスを是正し、財務指標の安全性の改善に取り組みました。その後、僅かずつではあるものの改善傾向にあります。依然として2019年3月期で流動比率(標準値として100%超が望ましい)が、87.3%、固定長期適合率(標準値として100%未満が望ましい)が106.5%と標準値に達しておらず、今後、市場環境が厳しくなることが予測される中で、早期に財務指標の改善を実現するため、今回の増資により調達する資金の全額を借入金返済に充当いたします。その結果、流動比率が約110%、固定長期適合率が約95%と是正される見込みです。今後とも金融機関から円滑に有利な資金調達を実行して行く上では、収益性や効率性の改善とともに流動比率や固定長期適合率等の財務指標の改善や有利子負債額の圧縮など財務体質の改善に取り組む必要があると考えています。

なお、支出実行までの資金管理は、当社銀行預金口座にて適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	Knauf International GmbH
本店の所在地	Federal Republic of Germany, 97346 Iphofen, Am Bahnhof 7.
代表者の役職及び氏名	Alexander Knauf (General Manager) Manfred Grundke (General Manager)
資本金	60,000,000ユーロ
主たる出資者及びその出資比率	Gebr. Knauf KG 99.99%
事業内容	持株会社
国内の事務所連絡先	フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 弁護士 中尾 雄史 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階 電話番号 03-3584-8500

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	4,491,434株
人事関係	Knauf International GmbHが属するクナウフ・グループのグループ会社の従業員1名が当社の取締役 に就任しております。	
資金関係		
技術関係	クナウフ・グループと技術者は相互訪問して製造技術、 商品知識の交換を行っております。	
取引等関係	クナウフ・グループの一部製品を日本市場で販売し ております。	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、2019年12月13日現在におけるものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、短期借入金の返済に加えて自己資本の充実を図るという観点から、公募増資による資本性資金の調達方法も検討いたしましたが、公募増資はコストが高く、また、業績が悪化している現状では、引受証券会社を見つけることは困難で、十分な応募が集まらない可能性が高いと想定しました。加えて、公募増資の場合には、クナウフ・グループと当社との間の事業シナジー実現に対するコミットメントの強化を図ることができず、事業シナジー実現の蓋然性を高めることができないため、Knauf社を割当先とする、第三者割当増資を以下の事由により選択いたしました。

2006年(平成18年)4月に、当社は、石膏ボードをはじめとする建材を世界各国で展開するドイツのクナウフ・グループと、日本における石膏ボード事業を中心とした包括的な資本提携及び業務提携を行い、当社の財務体質の強化を図りつつ、当社の石膏ボード製造の技術水準の向上や新製品の商業化等を推進してきました。クナウフ・グループは、1932年に創業し、現在では、石膏ボードや断熱材を含めた建材分野で世界屈指のメーカーとして、ヨーロッパ、アジア、アフリカ、オーストラリアの市場で大きな存在感を示しており、昨年には、石膏ボードの世界におけるパイオニア企業として多数の製造技術の特許を持つ米国USG社を買収合意しております。そのグループ概要は、全世界86ヶ国に展開し、250ヶ所以上の製造及び販売拠点を有し、従業員は、35,000名で直近のグループの売り上げは、年間約100億ユーロ(約1兆2千億円)となっております。

資本関係の推移につきましては、クナウフ・グループの中核企業の一つであるKnauf International GmbH(以下、「Knauf社」という)は、これまで2010年(平成22年)2月及び2013年(平成25年)8月に当社の第三者割当増資を引受けたことにより資本関係を強化し、現在4,491,434株(現在の当社発行株式総数17,670,000株に対して、自己株式除きの出資比率26.04%)の当社株式を保有しています。また、最近では、2015年(平成27年)3月に、当社代表取締役の平田晴久が、代表取締役を務める事業会社である株式会社平田興産(以下、「株平田興産」という)とKnauf社は、50:50の等分で株平田興産を設立し、株平田興産が、当社第三者割当増資により2,200,000株を引受け(自己株式除きの出資比率12.75%)、Knauf社が、株平田興産と対等な資本関係を維持し、株平田興産が安定して当社株式を保有しつつ、両社で当社の経営諸課題を協議し合う体制を構築しております。このように世界屈指の建材メーカーであるクナウフ・グループとの資本面における関係強化は、当社取引先に対する信用力の強化に寄与してきたものと考えております。

業務提携につきましては、クナウフ・グループと当社との両社間の工場の相互訪問により、石膏ボードの製造技術や応用技術の情報交流を行ってきました。そうした結果、両社マーケティングチームによるクナウフ・グループの製品の選定と評価を行い、日本市場への導入を検討してきた結果、2011年(平成23年)8月に『AQUAPANEL Cement Board』を日本市場に上市し、水に強く簡単に曲面施工ができるセメント板の内装下地材として、温泉施設、病院、スポーツジム等の物件に採用され、認知度の浸透とともに取扱件数は堅調に伸びており、2018年度には40千枚の通期計画に対して約51千枚の販売にまで至っております。また、2015年の株平田興産による第三者割当増資後は、クナウフ・グループよりクラウス・ケラー氏が来日し、当社取締役(現専務取締役企業戦略室長)に就任して社内の諸会議や各事業所・工場、グループ会社を訪問のうえ、実情を把握して、製造・営業・物流面で改善すべき課題を提言し、改善活動を推進してきました。

具体的な事例として、

製造面では、千葉工場における石膏ボード乾燥工程の省エネ推進を強く指摘し、工事実施により熱エネルギー改善効果を確認することができ、その後、他工場に水平展開を実施しました。

その他、新設したロジスティクス本部の統括の下、製品をより精緻に管理することで倉庫内での製品の毀損を逡減すべく、在庫管理システムの投資を展開しております。

営業面では、製品ごとの製造原価を把握し、営業に対して顧客ごとの販売施策や収益重視の販売策を徹底しているところです。

物流面では、経費項目の中で運賃の占める比率が最も高く、改善すべき課題が多岐にわたります。改善すべき課題としては、ロジスティクス本部による製品在庫の一元管理の体制を整備することで製品在庫を即時で把握し、需給動向に応じた工場間移送の効率化を実現し、運賃の低減を図ります。

今後、本第三者割当増資による資本関係の一層の強化により、これまでの両社の業務提携の成果に加え、当社が石膏ボード事業を継続していく上で、将来、国内の化学石膏の入手が困難になる事態が想定される中で、これを補うために海外より天然石膏を手当てする必要性が生じた際、海外で天然石膏の鉱山を保有するクナウフ・グループとの提携関係強化は、極めて有効に働くと考えています。また、将来、発生が予想される南海トラフ地震では、国内の複数の事業所・工場で相応の影響を被ることが予想されます。当社においてもBCP(事業継続計画)の見直しに継続して取り組むことが重要になります。当社は、石膏ボードメーカーとして国内に5工場(室蘭、千葉、四日市、貝塚、下関)を保有していますが、国内生産拠点が被災した場合のリカバリーを早急に実現すべく、クナウフ・グループの海外ネットワークを活用し、非常時における様々な原材料の調達ルートを国内だけでなく海外にも求めることで、安定的なサプライチェーンを確保し、それを実現するためのグローバルなBCPを両社で検討し、将来予想される災害へのリスクヘッジを行いながら、当社の企業価値を高めたいと考えております。

一方、当社の運営において、両社で取り決めたメンバーにより、日常業務の進捗状況を確認することを目的とし、新たに経営委員会を組織し開催することで、取締役会・株主総会の決議に至る過程で、迅速に経営諸課題の情報共有を図り、方向性を確認していくことを予定しています。そして取締役会の構成メンバーに関しては、割当予定先からの経営参画の強化を実現するため、現在は、取締役7名のうち、クナウフ・グループからは、専務取締役のクラウス・ケラー1名ですが、本第三者割当増資の後、クナウフ・グループと当社は、当社の総取締役数のうち各々、半数の者を指名する権利を有することで合意いたしました。

このように、クナウフ・グループの経営参画の強化を図り、業務改善を進めながら、当社の財務格付けの改善を実現することで生産設備の更新並びに業務改善に向けたIT化が、速やかに推進できるものと考え、これまでも提携関係を継続してきたクナウフ・グループの中核会社であるKnauf社を割当先といたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 6,067,165株

(5) 株券等の保有方針

割当先からは、当社との事業提携を前提として、当社株式を長期保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当先が、払込期日から2年間に於いて、割当新株式の全部又は、一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が、当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が、公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、割当先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

前述のとおり、クナウフ・グループは、石膏ボードを含めた建材分野で世界屈指のメーカーですが、当社は、ドイツ国で公表される直近の財務諸表(2018年12月31日現在)を割当先から入手し、その内容を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに要する財産を保有しているものと判断しており、さらに割当先から本第三者割当増資の払込みに関して懸念がない旨の確認書も受領しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先が属するクナウフ・グループは石膏ボードを含めた建材分野で世界屈指のメーカーであり、世界的な総合建材メーカーとしての社会的信用力は十分と考えております。また、当社は、米国大手企業情報サービス会社Dun & Bradstreetが提供する「D & B Credit」の他、国内外1,000以上のリストをカバーするデータベースを基に海外企業調査を実施している第三者機関であるエクスペリアンジャパン株式会社（住所：東京都千代田区大手町1-1-1大手町パークビル7階、代表取締役コロム・ジョン・ケネリー）に割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主について海外コンプライアンススクリーニングチェックの依頼をし、いずれについても反社会的勢力と関係を示す事項はない旨の回答を得たことを踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主は、反社会的勢力と一切関係がないものと判断するとともに、割当予定先からも反社会的勢力と一切関係がない旨の確認書を提出してもらい、当該確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、2019年12月13日開催の本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下、本取締役会決議日といひます。)の直前営業日である2019年12月12日の終値を基準とし、1株あたり423円といたしました。

なお、当該発行価額は、本取締役会決議日直前の1か月間(2019年11月13日から2019年12月12日まで)における株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場の終値の平均値である428円(円単位未満切捨て)に対しては、1.17%のディスカウント、同直前3か月間(2019年9月13日から2019年12月12日まで)の終値の平均値である427円(円未満切捨て)に対しては、0.94%のディスカウント、同直前6か月間(2019年6月13日から2019年12月12日まで)の終値の平均値である427円に対しては、0.94%のディスカウントとなり、特に有利な条件での発行には該当せず、この点において既存株主の不利益は限定的であり、Knauf社は、本第三者割当増資により取得した株式を長期保有する方針であるため、本第三者割当後、本新株が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は生じないものと判断しております。

なお、上記発行価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員(うち2名は社外監査役)からも、上記算定根拠による発行価額の決定は、適正・妥当であり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、取締役会での特に有利な発行価額には該当しないものとする判断についても、法令に違反する重大な事実認められず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は、6,067,165株(議決権数60,671個)であり、これは、現在の当社発行済株式総数17,670,000株(2019年9月30日現在の総議決権数172,499個)に対し34.34%の割合(総議決権数に対する割合35.17%)に相当し、これにより一時的に1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。これは株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要があり、今回の資金調達につきましては、当社及び当社の経営者から独立した者からの意見の聴取のため、当社及びKnauf社と利害関係のない独立した者として、橋本昌司氏(弁護士、渥美坂井法律事務所)、当社社外取締役である武藤時裕氏(独立役員)及び当社社外監査役である金森武美氏(独立役員)を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長橋本昌司氏、以下、「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資に関して、その必要性及び相当性について意見を求めました。なお、外部有識者の1名につきましては、当社のリーガル・アドバイザーと協議の上で、弁護士として同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え起用したものであります。

その本第三者委員会の意見を踏まえ、当社は、前述の通り、当該資金調達が当社の財務基盤の強化に寄与し、一層の企業価値の向上に繋がることが見込まれることから、本新株式発行は、企業価値並びに株主価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は、合理的であると当社は判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により新規に発行する株式数は、6,067,165株(議決権数60,671個)であり、これは、現在の当社発行済株式総数17,670,000株(2019年9月30日現在の総議決権数172,499個)に対し34.34%の割合(総議決権数に対する割合35.17%)に相当し、これにより一時的に1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所 有議決権数 の割合(%)
Knauf International GmbH	Federal Republic of Germany, 97346 phofen, Am Bahnhof 7.	4,491,434	26.04	10,558,599	45.28
株式会社晴山	三重県三重郡川越町高松928番地	2,200,000	12.75	2,200,000	9.44
株式会社平田興産	三重県四日市市住吉町15番2号	1,635,220	9.48	1,635,220	7.01
株式会社ゼロシステム	三重県四日市市住吉町15番15号	1,242,450	7.20	1,242,450	5.33
チヨダ共栄会	三重県三重郡川越町高松928番地	747,600	4.33	747,600	3.21
基毘商事株式会社	三重県四日市市千代田町288番地	701,000	4.06	701,000	3.01
平田 美代子	三重県四日市市	634,196	3.68	634,196	2.72
平田 晴久	三重県四日市市	452,978	2.63	452,978	1.94
チヨダ取引先持株会	三重県三重郡川越町高松928番地	339,600	1.97	339,600	1.46
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	300,900	1.74	300,900	1.29
計		12,745,378	73.89	18,812,543	80.68

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2019年9月30日現在の株主名簿(総議決権数172,499個)に基づき記載しております。
2. Knauf社が50%出資する(株)晴山の保有株式2,200,000株のうちKnauf社の出資割合に対応する株式1,100,000株を加えるとKnauf社の所有株式数及び所有議決権数の割合は、ちょうど50.00%(小数点3位未満四捨五入)となりますが、過半数とならず、クナウフ・グループから選任される取締役は、半数を超えることはありません。
3. 自己株式418,768株(2019年9月30日現在)は含めておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

今回の第三者割当増資による資金調達は、希薄化率が、34.34%の割合(議決権における割合35.17%)となり、25%以上であることから、大規模な第三者割当に該当することから当社及び当社の経営者から独立した者からの意見の聴取のため、当社及びKnauf社と利害関係のない独立した者として、橋本昌司氏(弁護士、渥美坂井法律事務所)、当社社外取締役である武藤時裕氏(独立役員)及び当社社外監査役である金森武美氏(独立役員)を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長橋本昌司氏、以下、「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資に関して、以下の内容について意見を求めました。

(1) 本第三者割当増資の必要性

本第三者割当は、第一に、資本金調達方法によって資金調達を行い、調達した資金を短期借入金及び1年以上長期借入金の返済の充当することにより調達資金の長短アンバランスの改善を図ると同時に、自己資本を充実させて、将来の借入金の調達の際に有利な条件で調達することができるよう財務格付けを改善させることを直接の目的とするものであり、第二に、当該財務格付けの改善によって将来の設備投資の条件を整えることを間接的な目的とするものである。

そうだとすれば、本第三者割当の必要性が認められるかどうかは、第一に、短期借入金及び1年以上長期借入金の返済による安全性に係る財務指標(調達資金の長短アンバランス)の改善の必要性に加えて、自己資本の充実による財務格付け改善の相当性が認められるかどうか、第二に、当該財務格付けの改善によって条件が整えられる設備投資の合理性及びその実施の蓋然性の程度によるものと考えられる。

短期借入金及び1年以上長期借入金の返済による安全性に係る財務指標(調達資金の長短アンバランス)の改善の必要性及び自己資本の充実による財務格付けの改善の相当性

当社の2019年3月末日現在において、当社の流動比率は88.9%、当座比率は64.1%、負債比率は182.6%、自己資本比率は35.4%であり、2019年9月末日現在において、流動比率は86.1%、当座比率は57.3%、負債比率は169.6%、自己資本比率は37.1%となっており、これらの財務指標上は、当社の安全性は、高いとは言えない。加えて、金融機関が融資の際に参照する運転所要資金と短期借入金との関係及び債務償還年数分析については、2019年3月末日現在、短期借入金が増加して超過している状態にあり、債務償還年数は、10年を超えている。また、2019年9月末日においても、短期借入金が増加して超過しているのに加え、短期借入金の返済によって、当座比率は、2019年3月末日現在の64.1%から57.3%にまで低下し、債務償還年数は、28.7年と更に悪化している。債務の返済原資であるキャッシュ・フロー(当期純利益・当期純損失)+減価償却費)も、2016年以降減少傾向が続き、2019年6月末日時点においても債務償還年数が10年以内に至る程度にまでは回復していない。加えて、2019年9月末日現在には、営業収支尻がマイナスに転じ、収支に基づくインタレスト・カバレッジ・レシオもマイナスになっており、資金繰りが悪化している。このような財務状況においては、金融機関の当社に対する財務格付けが低下しているものと思われ、特に、キャッシュ・フローが大きく減少し、債務償還年数が10年を超えている2019年3月末日以降においては、金融機関から相当の条件で安定的に借入を継続していくためには、短期借入金及び1年以上長期借入金の返済によって安全性に係る財務指標(調達資金の長短アンバランス)を早期に改善し、財務基盤の安定化を図る必要性が高まっているものと認められる。この点、短期借入金及び1年以上長期借入金の返済原資の資金調達方法としては、長期借入金、社債その他の負債性資金調達方法と資本金調達方法が考えられる。安全性に係る財務指標の改善という観点から見た場合、自己資本の充実を図る資本金調達方法の方が、流動比率、当座比率、短期借入金が増加して超過額のみならず、負債比率、自己資本比率、債務償還年数の財務指標も改善することができ、財務格付け改善の効果が大きい。他方、資本金調達方法は、長期借入金、社債その他の負債性資金調達方法に比して調達コストが高く、自己資本の充実による財務格付けの改善と調達コストの増加は、トレードオフの関係にある。

しかし、本件は、2018年に石膏ボードに関する多数の製造技術の特許を持つ米国市場占有率1位のUSG Corporationの買収合意をした石膏ボードを含む建材分野で世界屈指のメーカーであるクナウフ・グループを割当先として第三者割当を行うものであり、本第三者割当によって、同グループの当社の株式保有割合は、約50%になる。同グループが当社株式の約50%を継続保有することは、同グループの事業シナジー実現に対するコミットメントの強化につながるものであり、実際に、同グループとの間の事業シナジー実現に向けて、同グループとの間で、速やかに生産設備の更新及び業務改善に向けたIT投資の計画を策定し推進していくことを基本的に合意したとのことであり、当社とクナウフ・グループが、事業シナジーの実現に向け、相当程度と検討していることが認められる。現時点では、当社は、同グループとの間の事業シナジー実現のための具体的な計画の策定まで至っておらず、事業シナジーの実現には不確実性が残るものの、本第三者割当については、自己資本の充実による財務格付けの改善による今後の借入金の調達コストの低減に加えて、潜在的には、事業シナジー実現の蓋然性が高まり、当社の企業価値の向上も期待できるのであるから、当社が、長期借入金の調達による短期借入金の返済でなく、短期借入金の返済に加えて自己資本の充実を図ると同時に、事業シナジー実現の蓋然性を高める本第三者割当を選択することは、不相当とは言えない。

設備投資の合理性及びその実施の蓋然性

当社の営業利益率は、2018年3月末日に1%を割り込み、2019年3月末日以降、営業損失の発生が続いており、収益性の改善が急務であり、その施策として、省力化、生産設備の更新を通じた生産性向上、IT技術の活用による業務の大幅な効率化のために設備投資を行うことには合理性が認められる。

実際に、当社は、生産設備の更新及び業務改善に向けたIT投資をクナウフ・グループとの間で速やかに策定し、推進していくことを基本的に合意したところであり、将来、そのような設備投資を実施する蓋然性も認められるところである。

小括

前記のとおり、当社には、収益性の改善のために設備投資を行うことに合理性が認められ、また、実際にそのような設備投資を実施する蓋然性も認められるところであるから、将来の設備投資の条件を整えるためにも、また、今後、金融機関から相当の条件で安定的に借入を継続していくためにも、短期借入金及び1年以内長期借入金の返済による安全性に係る財務指標(調達資金の長短アンバランス)の改善の必要性及び自己資本の充実による財務格付けの改善の相当性が認められるところであり、本第三者割当の必要性が認められるものと言える。

(2) 本第三者割当の相当性

本第三者割当の適法性

本第三者割当増資の払込金額は、株式の発行にかかる2019年12月13日開催の当社取締役会決議日の直前営業日である2019年12月12日における東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値である423円(1円未満は切り捨て。以下同様。)としている。

なお、前記払込金額は、それぞれ、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の直近1か月(2019年11月13日~2019年12月12日)における終値の平均値428円から1.17%(小数点第三位を四捨五入。以下同様。)のディスカウント、直近3か月(2019年9月13日~2019年12月12日)における終値の平均値427円から0.94%のディスカウント、直近6か月(2019年6月13日~2019年12月12日)における終値の平均値427円から0.94%のディスカウントをした金額である。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価格)を基準として、0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされているところ、本新株式の払込金額は、日証協指針にも準拠している。

当社の株価は、安定して推移していることを踏まえれば、本第三者割当増資の払込金額には相当性が認められ、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、前記のほか、当委員会が調査した範囲においては、本第三者割当が「著しく不公正な方法」(会社法第210条第2号)によって行われたと推認させる事情は見当たらず、さらに、本第三者割当は、顧問弁護士その他専門家の助言の下、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われるものであり、適法性に問題は認められない。

資金調達方法の相当性

前記のとおり、本件は、調達した資金を短期借入金及び1年以内長期借入金の返済の充当することによって財務指標（調達資金の長短アンバランス）の改善を図ると同時に、自己資本を充実させて、将来の借入金の調達の際に有利な条件で調達することができるよう財務格付けを改善させることを直接の目的とし、当該財務格付けの改善によって将来の設備投資の条件を整えることを間接的な目的として資金調達を行うものであるが、本第三者割当については、自己資本の充実による財務格付けの改善による今後の借入金の調達コストの低減に加えて、潜在的には、事業シナジー実現による企業価値の向上も期待できるのであるから、当社が、長期借入金の調達による短期借入金の返済でなく、本第三者割当を選択することは、不相当とは言えない。

また、短期借入金の返済に加えて自己資本の充実を図るという観点から見た場合、公募増資による資本性資金調達方法も考えられるが、公募増資は、コストが高く、また、業績が悪化している現状では、引受証券会社を見つけることは困難であり、十分な応募が集まらない可能性もあり、また、公募増資の場合には、クナウフ・グループの当社との間の事業シナジー実現に対するコミットメントの強化を図ることができず、事業シナジー実現の蓋然性を高めることができないのであるから、公募増資を選択しないことは、相当であると認められる。新株予約権については、将来的な市場株価の変動によって資金調達が不確実となり得ることから、資金調達の確実性を重視する当社の状況からは、妥当ではないと認められ、MSワラントについては、資金調達の時期や金額が不確定であり、現時点における資金調達方法としては合理的でないと認められる。さらに、MSCBについては、株価変動によって潜在株式数が変動することから、当社の企業価値向上の不確実性が高い現状においては、妥当ではなく、また、引受先を見つけることも困難と認められる。

以上より、本第三者割当を選択することは、相当であると認められる。

本第三者割当の規模の相当性

当社の説明によれば、本件は、調達した資金を短期借入金及び1年以内長期借入金の返済の充当することによって財務指標（調達資金の長短アンバランス）の改善を図ると同時に、自己資本を充実させて、将来の借入金の調達の際に有利な条件で調達することができるよう財務格付けを改善させることを直接の目的とするものであり、本第三者割当によって、クナウフ・グループの当社との間の事業シナジー実現に対するコミットメントの強化によって、潜在的には、事業シナジー実現の蓋然性を高め、当社の企業価値の向上も期待するところである。

自己資本充実による財務格付けの改善とコミットメントの強化による事業シナジー実現の蓋然性の向上という観点から見た場合、第三者割当の規模が大きい方がその効果が大きいと言えるが、他方、当社の説明のとおり、第三者割当は、長期借入金に比して調達コストが高く、自己資本充実による財務格付けの改善、事業シナジー実現の蓋然性の向上と、調達コストの増加は、トレードオフの関係にある。したがって、クナウフ・グループの当社株式の保有割合をどの程度まで引き上げ、事業シナジー実現に対するコミットメントを強化するかを判断するには、他の要素の考慮も必要である。

この点、当社持株比率第2位の株主である(株)晴山においては、当社代表取締役の平田晴久が代表取締役を務める(株)平田興産とKnauフ社が50：50の等分で出資し、対等な資本関係を構築し両社が経営諸課題に対しても対等な立場で相互に協議し合ってきたという実績があり、当社が、(株)晴山における実績に照らして、当社においてもKnauフ社の直接間接の株式の保有割合を約50%とし、同社が指名する取締役の数を当社の取締役の半数にとどめ、当社取締役会においても、既存の経営陣と対等な立場で相互に協議し合うことが、当社とクナウフ・グループとの間の事業シナジーを実現する上で有効であると判断したことは、不相当とは言えない。

また、新株の発行価額は、ディスカウントをしたものではなく、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な条件での発行には該当せず、この点において既存株主の不利益は限定的であり、Knauフ社は、本第三者割当増資により取得した株式を長期保有する方針であるため、本第三者割当後、本新株が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は生じないから、本第三者割当の規模は不相当とは言えない。

本第三者割当の割当先選定の相当性

現時点では、当社は、同グループとの間の事業シナジー実現のための具体的な計画の策定まで至っておらず、事業シナジーの実現には不確実性があるものの、石膏ボードを含めた建材分野で世界屈指のメーカーであるとされるクナウフ・グループの中核企業の一つであるKnauf社の高い知名度、堅調な業績及び財務基盤等、2006年4月24日以降の同グループとの間の業務提携による過去の実績、2015年以来、当社の筆頭株主として取締役を派遣するなどの人材交流等を通じて当社の事業内容、経営状況や経営課題等にも精通していることを考慮すると、本第三者割当によって同グループの当社株式の約50%の継続保有を実現することは、同グループの当社との事業シナジー実現に向けたコミットメントの強化につながり、これによって、同グループとの間の事業シナジーの実現の蓋然性が高めることができるということができると言える。

また、当社の説明によれば、割当予定先の払込みに要する財産の存在に関しても、本件の割当予定先として十分であることを当社において確認し、加えて、反社会的勢力に該当するか否かの所要の調査の過程で特に問題のある情報は検出されていないとのことであるから、Knauf社は割当先として相当であると判断できる。

本第三者割当に係る発行価額の相当性

前記「本第三者割当の適法性」参照。

当社取締役会は、上記の本第三者委員会の結論を得たうえで、「大規模な第三者割当の必要性」について以下の通り、判断をいたしました。

2015年(平成27年)3月の(株)晴山に対する第三者割当増資により調達した約10億円は、一般的な財務指標である安全性分析の流動比率(標準値として100%超が望ましい)、固定長期適合率(標準値として100%未満が望ましい)が、調達資金の長短アンバランスを主因によりいずれも標準値に達していなかったことから、全額短期借入金の返済に充当し、2015年3月期末で増資資金により長短のアンバランスの改善を進めました。それ以降も四半期ごとに取締役会で推移が報告され、改善に取り組み、2019年3月期末にかけて僅かずつではあるものの改善してきましたが、依然として2019年3月期で単体の流動比率が87.3%、固定長期適合率が106.5%、連結の流動比率が88.9%、固定長期適合率が106.3%と連結・単体とも標準値に達していません。しかしながら、今回増資により調達する資金全額を短期借入金返済に充当することにより、連結・単体とも流動比率が約110%、固定長期適合率が約95%になり、それぞれ標準値に達する見込みで、本第三者割当増資により、自己資本の充実と財務格付けの改善を図ることで、今後の設備投資を行う際の借入金の調達コストの低減に繋げることができるものと考えております。

次に当社の営業利益率は、2018年3月期に1%を割り込み、2019年3月期は、営業損失となり、収益性の改善が急務であります。その施策として、省力化、生産設備の更新を通じた生産性向上、IT技術の活用による業務の大幅な効率化のための設備投資が必要となります。2015年以来、クナウフ・グループは、当社の筆頭株主として取締役を派遣するなどの人材交流等を通じて当社の事業内容、経営状況や経営課題等にも精通していることを考慮すると、本第三者割当によって同グループの当社株式の約50%の継続保有を実現することは、同グループの当社との事業シナジー実現に向けたコミットメントの強化につながります。既に両社で、速やかに生産設備の更新及び業務改善に向けたIT投資の計画を策定し推進していくことを基本的に合意したところでもありますが、現時点では、同グループとの間の事業シナジー実現のための具体的な計画の策定まで至っておらず、事業シナジーの実現には不確実性があるものの、本第三者割当によって同グループの当社株式の約50%を継続保有することは、同グループとの間の事業シナジーの実現の蓋然性が高めることができるということができると判断しております。

したがって、公募増資による資本金調達方法も考えましたが、公募増資は、コストが高く、また、業績が悪化している現状では、引受証券会社を見つけることは困難であり、十分な応募が集まらない可能性もあり、また、公募増資の場合には、クナウフ・グループの当社との間の事業シナジー実現に対するコミットメントの強化を図ることができず、事業シナジー実現の蓋然性を高めることができないため、公募増資でなく、本第三者割当を選択するに至りました。

なお、本第三者割当増資により新規に発行する株式数は、6,067,165株(議決権数60,671個)であり、これは、現在の当社発行済株式総数17,670,000株(2019年9月30日現在の総議決権数172,499個)に対し、34.34%の割合(総議決権数に対する割合35.17%)に相当し、これにより一時的に1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、上述のとおり、財務基盤強化及び事業シナジー実現により、将来の当社株式価値の向上に寄与することが見込まれることから、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は、合理的であると当社は判断しております。

このように当社取締役会は、本第三者割当増資について必要性があるものとし、実施を決定いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期事業年度)の提出日(2019年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年12月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(2019年7月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2019年6月27日開催の第81回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額51,753,696円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

平田晴久、平田芳久、クラウド・ケラー、黒田豪材、平田富太郎、種田貴志及び武藤時裕を取締役に選任する。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する平田勝己及び三輪周美の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	161,810	297	0	(注) 1	可決 (99.82)
第2号議案 取締役7名選任の件				(注) 2	
平田晴久	161,953	164	0		可決 (99.90)
平田芳久	161,953	164	0		可決 (99.90)
クラウド・ケラー	161,953	164	0		可決 (99.90)
黒田豪材	161,953	164	0		可決 (99.90)
平田富太郎	161,953	164	0		可決 (99.90)
種田貴志	161,953	164	0		可決 (99.90)
武藤時裕	161,953	164	0		可決 (99.90)
第3号議案 退任取締役に対する退職 慰労金贈呈の件	162,009	108	0	(注) 1	可決 (99.93)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第81期)及び四半期報告書(第82期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年12月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年12月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第81期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第82期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6月27日

チヨダウーテ株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 田 泰 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 堤 紀 彦 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチヨダウーテ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チヨダウーテ株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チヨダウーテ株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、チヨダウーテ株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

チヨダウーテ株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 新 田 泰 生 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 堤 紀 彦 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチヨダウーテ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チヨダウーテ株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月8日

チヨダウーテ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 泰 生 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 堤 紀 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているチヨダウーテ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、チヨダウーテ株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。